

商品概要説明書

総合口座

(令和4年3月24日現在適用中)

商品名	総合口座	
販売対象	個人の方（ただし、20歳未満の方は除きます。）	
期間	特に期間の定めはありません。	
預入	預入方法	随時お預け入れいただけます。
	預入金額	1円以上
	預入単位	1円単位
払戻方法	随時払い戻しできます。	
利息	適用金利	毎日の店頭表示の利率を適用いたします。
	利払方法	毎年2月と8月の当組合所定の日に元金に組み入れます。
	計算方法	毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位100円とした1年を365日とする日割計算
手数料	キャッシュカードによる支払い等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただきます。	
付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 個人の場合、総合口座通帳の場合、総合口座取引規定に基づき、当座貸越ができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率および担保定期積金の約定利回りに0.7%を上乗せした利率） マル優のお取扱いができます。 	
税金	<ul style="list-style-type: none"> お利息には、20.315%（国税15%、地方税5%、復興特別所得税0.315%）の税金がかかります。（ただし、マル優をご利用の場合は除きます。） 法人は、総合課税となります。 	
金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 店頭備え付けの金利ボードをご覧ください。または窓口にお問い合わせください。 	
苦情処理措置・紛争 解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。 【窓口：古川信用組合（リスク統括課）】 0229-21-7666 受付日：月曜日～金曜日（当組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.furushin.co.jp 紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 	

	<p>第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、 上記古川信用組合リスク統括課または下記窓口までお申し出ください。</p> <p>【窓口：（社）全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</p> <p>受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>電話：03-3567-2456</p> <p>住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 （全国信用組合会館内）</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・ 公共料金の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取りができます。・ 1人1口座のお取扱いとします。・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元金1,000万円までとその利息が保護の対象となりなす。（当組合に複数の口座がある場合には、それらの預金元金を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）